

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年9月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 シネマする街 千秋通り

所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1

設置者 ユニー株式会社

2 変更しようとする事項

- ・駐車場の自動車の出入口の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

平成24年9月19日

4 変更の理由

敷地内の駐車場のうち、店舗が使用する部分と長鐵工業株式会社が使用する部分を安全のためにフェンスで区画するにあたって、店舗用駐車場の出入口の位置を変更する必要が生じたため。

5 届出年月日

平成24年9月18日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成24年9月28日から平成25年1月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp